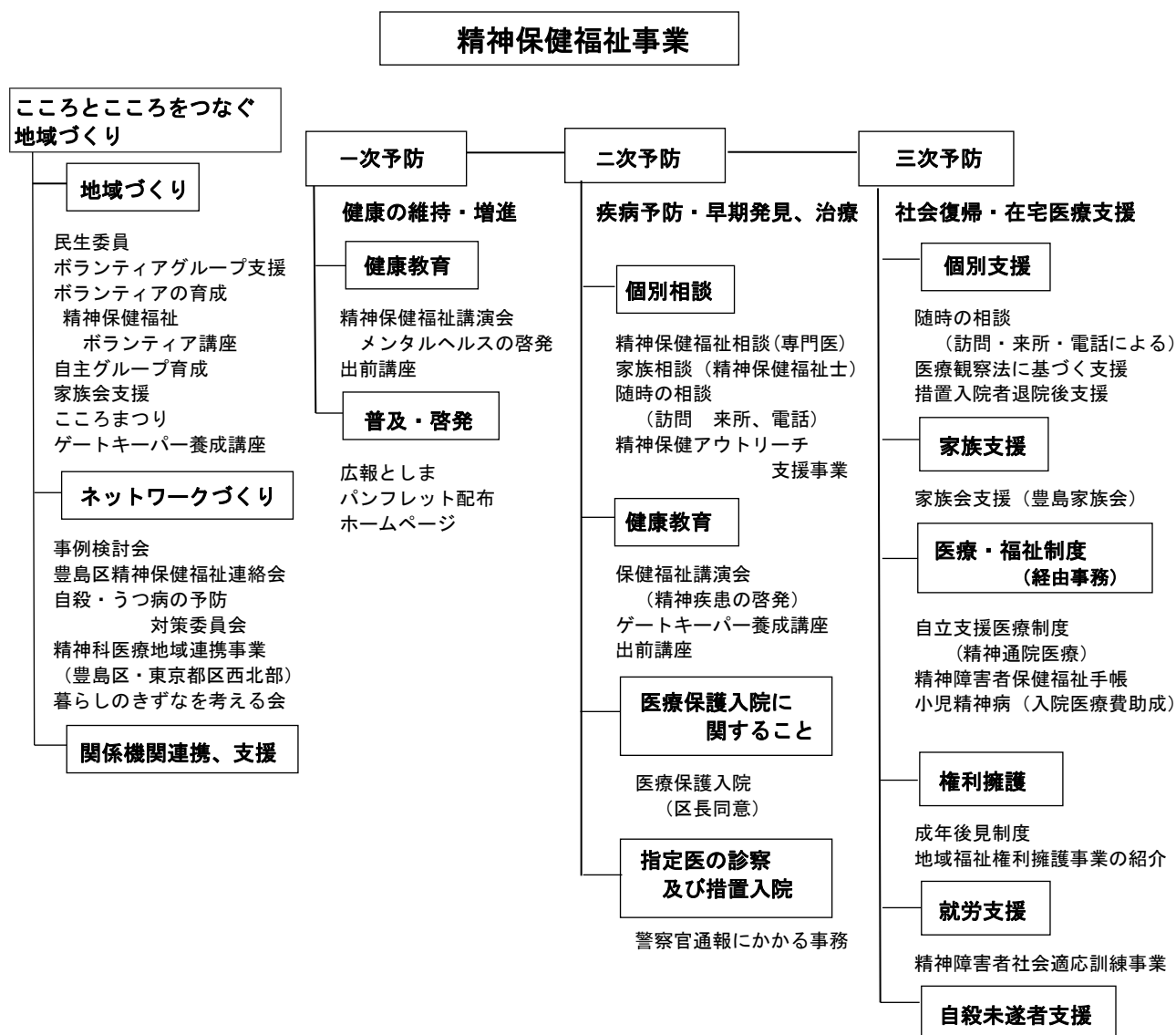


11. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいる。

なお、精神保健福祉法の「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう（第5条）。



＜根拠法令＞

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）
- 地域保健法
- 障害者基本法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 心神喪失等状態が重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）
- 自殺対策基本法

[1] 精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進

(1) 普及・啓発

精神保健に関する知識を普及し、精神障害者に対する理解を深めるために講演会等を行なっている。

[令和3年度実施テーマ等]

- ① 精神保健福祉講演会（池袋保健所）2回
としまテレビ「としま情報スクエア」放映
7月18日「いつもと違う自分に困っていませんか？
心の健康を保とう」
12月20日「女性に多いところの不調と対応」
- ② ゲートキーパー養成講座（池袋保健所）7回：145人
- ③ ころまつり（長崎健康相談所）0回：0人
（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
- ④ 精神保健福祉ボランティア講座（長崎健康相談所）
2回：24人

年度	区分	開催回数(回)	参加人数(人)
29		19	1,293
30		17	1,213
元		13	1,277
2		8	156
3		11	169
	池袋	9	(※) 145
	長崎	2	24

(※) ゲートキーパー養成講座の数のみ

(2) 薬物乱用防止普及啓発

薬物乱用の根絶を目指し、東京都、警察、教育委員会等関係機関との連携により、薬物乱用防止の普及啓発活動を推進する。また、東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動を支援し、地域に根ざした普及啓発活動を行なう。

[令和3年度の主な取組み]

- ① 東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動支援
 - ・小中学校での薬物教室は新型コロナウイルス感染症のため中止。勉強会も中止。
 - ・薬物乱用の現状や課題に関する外部施設見学と講義の受講も中止となった。
- ② としま情報スクエア（2回出演）：「薬物はダメ。ゼッタイ！」薬物乱用防止活動の普及啓発
- ③ 中学生を対象とした薬物乱用防止啓発用ポスター、標語の募集
- ④ 区内各種イベント等での薬物乱用防止啓発グッズ配布も、全て中止。

(3) 精神保健福祉相談

精神疾患が疑われる方並びに関係者に対し、専門医による相談を行なうとともに、随時、保健師等による相談、又は訪問活動を行なっている。

① 訪問指導

(単位：件)

訪問指導	区分 年度	実数	延数	内訳						
				一般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存症	その他
				29	155	382	322	4	5	30
30	145	378	319	12	2	23	11	4	7	
元	137	317	256	2	1	32	10	13	3	
2	77	175	145	9	0	12	2	7	0	
3	71	209	189	0	0	6	1	5	8	
	池袋	48	103	92	0	0	3	0	5	3
	長崎	23	106	97	0	0	3	1	0	5

(注) 平成27年度から健康管理システム導入に伴い、池袋と長崎、双方で関わった場合全体としては実数1と計上

② 精神保健福祉相談（所内相談・電話相談：随時）

（単位：件）

所内面接・電話・文書等相談	区分 年度	合計	内 訳						
			一 般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存症	その他
	29	3,656	3,036	43	41	318	36	124	58
	30	4,330	3,736	26	20	384	42	56	66
	元	3,940	3,511	52	8	207	49	73	40
	2	2,957	2,573	25	4	249	23	52	10
	3	2,690	2,137	13	10	308	44	74	104
	池袋	1,481	1,108	8	4	235	16	39	71
	長崎	1,209	1,029	5	6	73	28	35	33

③ 精神保健福祉相談（専門相談・予約制）

年度	区分	精神保健福祉相談（精神科医師）		家族問題相談（精神保健福祉士等）	
		回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
29		18	41	11	20
30		18	45	12	32
元		18	50	12	24
2		17	40	10	23
3		17	41	10	26
	池袋	11	28	10	26
	長崎	6	13		

④ 関係機関連絡

（単位：件）

年度	区分	合計	医療機関	福祉関係	保健関係	その他
30		1,978	848	914	139	77
元		1,713	698	797	138	80
2		1,311	488	619	136	68
3		2,162	799	1,044	204	113
	池袋	1,074	429	474	90	81
	長崎	1,086	370	570	114	32

(4) 精神障害者アウトリーチ事業

区内で生活する精神障害者又はその疑いのある方で、未治療・医療中断等のため地域社会での生活に困難を来している場合に、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医が支援チームを組み、医療と生活の支援を包括的に6か月間提供する。

年度 \ 区分	対象者 (人)	訪問 (回)	面接 (回)	電話 (回)	関係機関連絡 (回)
元	11	83	8	163	90
2	9	41 (12)	4 (2)	47 (25)	50 (46)
3	20	73 (7)	15 (1)	76 (32)	126 (38)

(注1) () は対象者以外で調整に関わった数

(注2) () は措置入院者退院後支援でアウトリーチチームに関わった数も含む

[2] 医療

(1) 精神障害者の入院に対する区長同意 (精神保健福祉法第33条3項)

(単位: 件)

医療保護入院の必要があるとの指定医による診察結果があり、本人の入院同意が得られない精神障害者において、家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、区長の同意があるときは、同意書を交付する。

年度 \ 区分	交付数
29	61
30	40
元	36
2	26
3	32

(2) 指定医の診察及び措置入院

精神障害者の診察及び保護の申請と警察官による通報 (精神保健福祉法第22条・23条)

法22条 … 精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でもその者について指定医の診察及び必要な保護について保健所長を経由し、都知事に申請することができる。

法23条 … 警察官は、精神障害のため、自傷他害のおそれがあると認められるものを発見したとき、最寄りの保健所長を経由し都知事に通報しなければならない。

□池袋保健所

(単位: 件)

年度 \ 区分	診察及び保護申請	警察官通報
29	0	108
30	0	83
元	0	99
2	0	97
3	0	89

(3) 小児精神病 (入院医療費助成)

□申請数

(単位: 件)

年度 \ 区分	総数
29	2
30	2
元	0
2	1
3	3
池袋	3
長崎	0

(4) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のため通院による治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかる。障害者総合支援法に基づき、通院医療費の負担軽減を図る制度である。

□申請取扱件数

(単位：件)

年度	区分	申請件数	申請件数（内訳）				
			新規	更新	再開	他県転入	変更等
29		6,473	608	3,390	355	126	1,994
30		7,002	600	3,409	379	482	2,132
元		7,591	635	3,798	469	89	2,600
2		4,927	652	1,674	277	74	2,250
3		7,938	667	4,015	556	89	2,611
	池袋	5,026	427	2,551	349	58	1,641
	長崎	2,912	240	1,464	207	31	970

(注)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため有効期間が1年間の自動延長となった。

□疾病分類別申請数（診断書提出分）

(単位：件)

分類	年度	29	30	元	2	3		
							池袋	長崎
症状性を含む器質性精神障害		86	90	73	54	96	62	34
精神作用物質使用による精神及び行動の障害		146	114	103	65	85	61	24
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害		716	460	671	331	549	341	208
気分（感情）障害		1,289	1,168	1,341	855	1,389	876	513
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害		348	286	223	139	205	126	79
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		46	48	17	14	18	14	4
成人の人格及び行動の障害		38	43	23	22	27	20	7
精神遅滞		128	80	30	7	16	12	4
心理的発達の障害		136	153	117	100	132	84	48
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害		138	184	112	99	138	95	43
特定不能の精神障害		0	0	0	0	0	0	0
てんかん		141	116	127	74	144	95	49
睡眠障害		6	2	0	0	0	0	0
その他		1	2	0	0	0	0	0
総数		3,219	2,746	2,837	1,760	2,799	1,786	1,013

(注1)疾病分類は、保健師業務年報に準じた区分。

(注2)申請数を認定数とみなす。（「主たる精神障害」および「従たる精神障害」の延べ件数）

(注3)平成22年度から更新時の診断書の提出が2年に1度となったため、新規申請及び診断書提出のある更新申請のみ記載。

[3] 社会復帰及び自立と社会参加の促進

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：件)

年度	区分	総数	新規交付 (1級)	新規交付 (2級)	新規交付 (3級)	更新 (1級)	更新 (2級)	更新 (3級)
30	1,228	12	90	243	41	446	396	
元	1,386	12	102	270	50	498	454	
2	1,328	8	104	249	39	480	448	
3	1,366	7	79	261	55	505	459	
	池袋	836	5	56	174	36	272	293
	長崎	530	2	23	87	19	233	166

(注) 手帳の有効期限は2年間。

(2) ノーマライゼーションの推進 (再掲)

長崎健康相談所を実行委員会事務局とし、精神障害者の社会参加をすすめるため、地域活動支援センター・ボランティア等の関係機関と協働して企画・運営し、地域住民との交流の場として「こころまつり」を開催している。(会場：長崎小学校)

年度	区分	参加者数 (人)	実行委員会	
			回数 (回)	人数 (人)
29		697	9	78
30		803	9	81
元		852	9	96
2 (※)		0	3	32
3		0	4	43

(注) [1]精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進(1)普及・啓発④こころまつり参照。

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止としたが、翌年度以降への継続的展開を図るため、実行委員会
で中止案内文の配布とともに、参加団体の活動について区ホームページで紹介した。

(3) 自主グループの支援

年度	区分	ポトスペース		ララ	
		回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)
29		46	434	35	82
30		11	183		
元		12	116		
2		7	49		
3		9	53		

(注) ポトスペース：としまコスモスの会（豊島区精神保健福祉を進めるボランティアグループ）による
フリースペースの運営、30年度から月1回参加。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため縮小。
ララ：自助グループ。長崎健康相談所改築に伴い終了。

(4) 精神障害者の家族への支援

家族同士の交流・情報交換を行ない、当事者の病気や障害を学び合う「燦々会」が、池袋保健所で行なわれていた。令和元年度から会場を心身障害者福祉センターに移し、自主活動を続けている。

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
29		10	87
30		9	75

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の支援

平成17年7月6日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」(以下、「医療観察法」と略す)が公布された。「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ(これらの未遂も含む)、傷害(軽微なものは対象にならないこともある)にあたる行為である。

この支援制度は、上記の行為を行ない、心神喪失者又は心神耗弱者と認められて不起訴になった人、心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した人、心神耗弱を理由として刑を減輕する旨の裁判が確定した人(実際に刑に服する人は除く)を対象とし、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としている。

□医療観察法に基づいて処遇され、支援を開始した者の内訳及びケア会議回数 (単位:人)

年度	区分	殺人	放火	強盗	強姦	強制わいせつ	傷害	ケア会議(回)
29		0	0	0	0	1	0	4
30		0	1	0	0	0	3	17
元		0	0	0	0	0	2	26
2		0	0	0	0	0	0	11
3		1	0	0	0	0	1	16

(6) 措置入院者への退院後の支援

精神保健福祉法第47条の規定に基づき、精神保健福祉法第29条第1項の規定により入院した者(措置入院者)について、退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援を実施する。

年度	区分	ガイドラインに基づく支援実人数(人)
2		1
3		1

[4] 自殺・うつ病の予防

(1) 豊島区自殺対策計画策定委員会・推進会議および自殺・うつ予防対策委員会

自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「豊島区自殺対策計画」を策定した。策定にあたっては、セーフコミュニティ活動のひとつとして取り組んでいる「自殺・うつ病の予防対策委員会」のこれまでの実績を生かしている。策定委員は、豊島区医師会、豊島区薬剤師会、豊島区民生・児童委員、地域生活支援センター、豊島区民社会福祉協議会、東京都立精神保健福祉センター、池袋労働基準監督署、警察署及び若者支援関係団体や自殺対策関係団体で構成されている。また、推進会議委員は政策経営部・総務部・区民部・文化商工部・保健福祉部・子ども家庭部・教育委員会事務局等の庁内職員で構成されていて随時、合同会議を実施し、計画策定の検討を重ねて平成31年3月に「豊島区自殺対策計画」を策定した。

□実施状況

区分 年度	実施回数 (回)	参加委員 (人)	令和3年度の主な内容
29	3	70	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区自殺対策計画推進会議の開催 (新型コロナウイルス感染症対応のため書面開催) ・自殺・うつ病の予防対策委員会の開催 ・区内大学院との協働連携活動 「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトの実施 ・「民生・児童委員向けゲートキーパー養成講座」「区民向けゲートキーパー養成講座」を実施 ・鉄道会社との連携活動「いのちの安全啓発キャンペーン」を実施 ・子ども若者課及び中高生センタージャンプとの連携
30	4	112	
元	3	49	
2	2	22	
3	3	51	

(2) 普及啓発

自殺・うつ病に関する偏見をなくし、正しい知識を普及するための情報を発信している。

□令和3年度実施状況

区広報・ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・広報9月1日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 ・広報2月21日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 ・豊島区公式チャンネルにて「いつもと違う自分に困っていませんか？心の健康を保とう」「女性に多いこころの不調と対応」について放映 ・区ホームページと広報誌に「自殺防止！東京キャンペーン」を掲載
主な啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館特集展示（9月3月）でパンフレット等の配布 ・東武鉄道株式会社でポスター掲示、リーフレット等の配布 ・帝京平成大学大学院の学生が中高生センタージャンプ東池袋で開催する「若者食堂」に参加 ・20代30代メンタルヘルスケア相談窓口リーフレットの配布（17,171人）

(3) ゲートキーパーの養成

相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、必要な相談機関や専門相談につなぐことにより、自殺に至る要因の連鎖を断ち切ることを目的として、「ゲートキーパー」養成講座を実施している。

平成24年度からセーフコミュニティ認証を機にゲートキーパーを3層に分類して、体系的な養成を目指している。

I層：ゲートキーパーの指導者。「東京都」が行なう研修等を受講した人。

II層：地域や職場で活動、役職等でゲートキーパーとしての役割が期待できる人

III層：友人・家族・近隣の人など身近なゲートキーパー

□実施状況

(単位：人)

区分 年度	I層	II層	III層	計	対象
29	0	95	296	391	コミュニティソーシャルワーカー、区民ひろば職員、区内大学院生・区内外大学生、大学教員、区民、保護司、教職員
30	0	128	194	322	主任児童委員、スクールソーシャルワーカー、区内大学院生・区内大学生、大学教員、区民、区職員、教職員、実習生
元	0	124	250	374	区民、小中学校教諭、区内大学生・大学院生、大学教員、実習生、区職員
2	0	35	103	138	民生委員・児童委員、区民、区職員
3	0	124	21	145	民生委員・児童委員、区民、区内教職員、実習生、区職員

(注) I層は、都の研修受講者。

(4) 面接・電話相談

保健師・福祉職による相談を随時実施している。

□自殺相談件数（延件数）

(単位：件)

区分 年度	訪問	面接相談	電話相談
29	5	4	17
30	8	8	42
元	5	7	11
2	0	1	13
3	0	0	11